

首都圏発着型旅行商品造成（自走化） 業務公募型プロポーザル審査要領

この首都圏発着型旅行商品造成（自走化）業務公募型プロポーザル審査要領（以下「審査要領」という。）は、南会津町が実施する「首都圏発着型旅行商品造成（自走化）業務委託」（以下「本業務」という。）に係る優先交渉権者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- （１） 本業務に係るプロポーザルの審査は、首都圏発着型旅行商品造成（自走化）業務委託公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、実施するものとする。
- （２） 審査会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された業務提案書等について、審査要領に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目等

審査項目及び配点は別紙のとおりとする。

3 審査方法

- （１） 審査は、参加者から提出された企画提案書及び参加者による審査会の場でのヒアリングに基づいて行う。
- （２） プロジェクターとスクリーンは町で準備するが、その他の必要な機材については、参加者が準備するものとする。
- （３） 説明はパワーポイント等の使用を認めるが、企画提案書に記載された内容に基づくものとする。
- （４） 企画提案書の内容について説明者から説明（２０分程度）してもらい、説明後に質疑（１０分程度）を行う。
- （５） 説明者は、２名までの出席を認める。
- （６） 参加者が５者を超える場合には、企画提案において、企画提案書のみによる審査を実施し、上位と評価された５者により（１）の審査を行う。
- （７） 審査委員は、企画提案書等及びヒアリングに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- （８） 上記（７）の評点の合計点に基づき、委員毎に上位３者まで順位点（１位－５点、２位－３点、３位－１点）をそれぞれ加え、合計した総得点により順位を付する。なお、総得点が同点の場合は、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- （９） 参加者が１者のみであった場合でも、審査会において企画提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価するものとする。

(10) 特別な事情がある場合を除いて、指定の時間に遅れたり、欠席したりした場合は、受託の意思がないものとみなし、失格とする。

4 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に書面で通知する。

別紙 審査項目及び配点

審査項目	配点	評価及び評価点				
		特に優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
業務遂行能力に関する評価						
過去の類似業務の実績から、確実に委託業務を遂行できる能力を有しているか。	10	10	8	6	4	2
行程及び作業内容が明確に示されており、実現可能なスケジュール・組織体制となっているか。	10	10	8	6	4	2
小計		／20 点				
企画提案に関する評価						
本業務の目的、内容、本町の魅力や資源、課題等について十分理解され、適切な方針が示されているか。	15	15	12	9	6	3
事業の目標を達成するための効果的な提案であるか。また、本町の「食」「自然」「歴史」等の観光資源や魅力を発信できる内容が提案されているか。	10	10	8	6	4	2
効果的に情報発信して周知する方法が提案されているか。また、観光誘客の増加が期待できる内容が提案されているか。	10	10	8	6	4	2
その他自由意見として、本町にとって有益な独自提案がされているか。	10	10	8	6	4	2
本業務の趣旨等を十分理解し、順序だてられたわかりやすい説明であるか。	10	10	8	6	4	2
最終的に旅行商品の造成及び自走化に結びつくことが期待できる提案になっているか。	15	15	12	9	6	3
小計		／70 点				
価格に関する評価						
経費は適正に見積もられているか。	10	10	8	6	4	2
小計		／10 点				
合計		／100 点				